平成２４年（フ）第３０１号
愛知県豊川市御津町下佐脇宮本85番地２　ベル　アンジュ102号
債務者　岩元　敏彦
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４号
愛知県田原市江比間町三字郷中35番地１
債務者　山内　丈市
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５号
愛知県豊川市西豊町２丁目140番地　パークハイツ内藤105号、従前の住所愛知県豊川市美幸町１丁目11番地の１　ハイツ美幸Ｂ棟101号
債務者　倉澤　佐一
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２号
愛媛県大洲市森山甲388番地
債務者　上田　圭子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第３６号
東京都稲城市押立552番地の２プチコンフォート101
債務者　齊藤　正志
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７号
沖縄県うるま市字田場129番地２　グリーンハイツ田場103
債務者　伊良部　優
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２５号
静岡県浜松市中区天神町12番14号
債務者　西澤　伺幸
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
愛知県豊橋市立花町67番地３　102
債務者　河邉　将秀
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１９９３号
札幌市南区石山２条７丁目５番18号
破産者　柴田　和枝
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７０７号
札幌市豊平区平岸３条10丁目２番２号　ハイツいなばＢ－１Ｆ２号
破産者　松本　　綾
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５６１号
茨城県ひたちなか市大字高場527番地１
破産者　根本　義一
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３６２号
茨城県水戸市元吉田町1410番地の１
破産者　永木　栄一
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２６号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1835番地８、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見5065番地６
破産者　須貝健一郎
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３１３号
静岡県島田市祇園町8486番地の２
破産者　杉本　雄一
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７２号
静岡県島田市道悦２丁目22番44号　サンヴェール道悦110号室、旧住所静岡市葵区五番町６番地の７
破産者　仲田眞喜雄
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３４号
静岡市葵区瀬名川２丁目37番31―102号、旧住所札幌市東区東苗穂１条２丁目６番12―33号
破産者　飯沢めぐみ
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１号
静岡県掛川市緑ケ丘２丁目12番地の２　グランドキャニオン305
破産者　黒田　陽久
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係